

平成24年度夏季期間中における教職員の就業に関する特例を定める規程

(平成24年達示第20号)

(目的)

第1条 京都大学に勤務する教職員の心身の健康の維持及び増進を図るとともに、特に平成24年度夏季期間中における節電に資するため、教職員の就業に関する特例措置を定めるものである。

(夏季休業日)

第2条 平成24年8月13日及び同月14日は休日とする。

(給与等の取扱い)

第3条 前条の休日における給与等の取扱いについては、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる休日の例による。

- (1) 教職員（就業規則第2条第4項第1号に掲げる有期雇用教職員及び同項第2号に掲げる時間雇用教職員を除く。） 国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号）第13条第2号及び第3号
- (2) 有期雇用教職員（事務補佐員に限る。） 国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成17年達示第37号。「次号において「有期雇用就業規則」という。）第47条第1項第4号
- (3) 前号以外の有期雇用教職員 有期雇用就業規則第47条第1項第3号

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。